

愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例の概要

根拠法令

法律：「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年8月10日施行）
県条例：「あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例」（平成25年3月29日施行）

↓ 法律、県条例の趣旨に基づき、

● 目的（第1条）

市における、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、愛西市民の生涯にわたる健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

● 基本理念（第3条）

歯と口腔の健康づくりの推進は、子どもの健やかな成長を支援し、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防と介護予防等、市民の生涯にわたる健康の保持、増進に重要な役割を果たすため、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが自発的、自主的に自分に合った歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、歯科疾患を早期に見出し、治療を受けることを推進する。
- (2) 歯と口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、適切かつ効果的に推進する。
- (3) 保健、医療、福祉、介護、教育、労働衛生その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的に推進する。

条例制定の理由

- 市民の歯と口腔の健康における現状として
(1) 幼児期や学齢期のむし歯の減少が横ばいの状況である。
(2) 成人期の保有歯数が減少している。
- 歯と口腔の健康を保つことが、全身の健康や糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防、介護予防等に関連することが明らかになってきたこと、また歯と口腔の健康づくりは心身の健康維持にも重要であるという視点から、市民の歯と口腔の健康づくりに向けた一層の取組が必要



愛西市民の生涯にわたる健康の保持増進と健康寿命の延伸に寄与することを目的に、「愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定する。

市の責務（第4条）

市は、関係機関及び地域の関係者と連携を図りながら、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。

市の施策（第9・10・11条）

● 基本的施策（第9条）

- (1) 歯と口腔の健康づくりに必要な知識・技術の普及啓発等
- (2) 8020運動の推進に関すること。
- (3) 市民、地域、関係機関等、市全体が一体となって推進するための体制整備
- (4) 乳幼児期における食育の支援及びフッ化物応用等によるむし歯予防対策
- (5) 学齢期における歯科健康教育の実施、むし歯及び歯肉炎の予防
- (6) 成人期における定期的な歯科受診による歯周病の発症及び重症化の予防
- (7) 高齢期における口腔機能の維持、向上を図るための取組
- (8) 障害のある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健康づくりの推進
- (9) 保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを早期に見出すための施策
- (10) 災害発生時における歯科医療の提供体制の確保
- (11) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上
- (12) 歯と口腔の健康づくりを効果的に実施するための情報収集及び調査研究

● 基本的な計画（第10条）

歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、健康日本21計画及び食育推進計画において基本的な方針、目標等を定める。

● 財政上の措置（第11条）

歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずること。

関係機関や市民の役割（第5・6・7・8条）

● 市民の役割（第5条）

- (1) 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識と理解を深め、定期的に歯科健診、必要に応じた歯科保健指導及び歯科医療を受けることにより、生涯にわたって自ら積極的に歯と口腔の健康づくりに努めること。
- (2) 保護者は、その子どものむし歯及び歯肉炎の予防等、歯と口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めること。

● 歯科医療関係者の役割（第6条）

歯科医療関係者は、相互に緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めること。

● 保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割（第7条）

保健医療福祉関係者及び教育関係者は、それぞれの業務において、市民の歯と口腔の健康づくりに資する取組の推進に努めるとともに、相互の活動において連携及び協力を図るよう努めること。

● 事業者の役割（第8条）

事業者は、従業員の歯と口腔の健康づくりに関する取組に努めるとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めること。

連携・協力

